

県立学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合 における学校名の公表の考え方について

県立学校で感染者が発生した場合における校名の公表については、次に基づき事案毎に判断しています。

1 原則

校名の公表により、関係者に対する差別やいじめなど人権問題、教育活動への支障、進路活動への不利益等の発生が懸念されることから、『秋田県感染症発生事例に関する公表要領』において公表の対象とされる場合（※）以外は校名の公表を差し控えています。

※ 施設管理者の同意を得ることを条件として「感染症が集団で発生した施設の名称及び所在地」が公表の対象となっています（ただし「重大事例」とされる場合、施設管理者の同意は不要）。

2 公表の検討

県立学校で感染者が集団で発生した場合は、校名の公表に同意するかどうか検討することになりますが、その際は、当該学校の事情を考慮するとともに、県（知事部局）とも協議しながら判断することとしています。

【 考慮する事情の例 】

例えば、次のような事情があれば、公表の必要がないと判断する場合があります。

- ・ 「不特定の者の出入りが少なかった。」
→集団の把握が容易であり、濃厚接触者を特定し易く、公表しなくても学校外への感染拡大防止の措置をとることができるからです。
- ・ 「長期の休業期間中に発生した。」
→休業中に罹患した感染者は、学校内で他者との接触が限られるとともに、公表が感染拡大を防止することに直接つながらないからです。

3 その他

学校設置者等、公表を判断する立場にある者が県以外である場合は、1、2の取扱いと異なることがありますので御理解をお願いします。

1、2の取扱いは、新型コロナウイルス感染症について現在得られている知見等に基づくものであり、新たな知見等により変わることがあります。